

山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱

平成31年4月1日制定

令和3年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和5年4月1日改正

令和6年4月1日改正

令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）別表に掲げる老朽危険空家等除却促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空家等 次の全てに該当するものをいう。

ア 市内に所在し、年間を通して使用実績のない常時無人な状態の建築物で2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。

イ 不良度の測定基準表（別表第1、別表第2又は別表第3）の評点が100点以上のものであること。不良度は、次に掲げる住宅の区分に応じ各評定項目につき評定内容に応ずる評点を評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算することによって測定する。

(ア) 住宅（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）別表第1

(イ) 鉄筋コンクリート造の住宅 別表第2

(ウ) コンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅別表第3

ウ 周囲に対する危険度判定基準表（別表第4）に掲げる項目のいずれかに該当するものであること。

エ 個人が所有するものであること。

(2) 管理不全空家等

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する管理不全空家等として、市長が認定したもの

(3) 特定空家等

法第2条第2項に規定する特定空家等として、市長が認定したもの

(4) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 老朽危険空家等、管理不全空家等又は特定空家等の所有者

イ 老朽危険空家等、管理不全空家等又は特定空家等が所在する土地（以

下「所在地」という。)の所有者

ウ ア又はイの相続人

エ アからウまでに規定するもののほか、市長が認める者

(5) 近隣住民 管理不全空家等又は特定空家等に隣接する土地に所在する住宅を所有する個人

(6) 解体業者

建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者で、市内に本店、支店、営業所、事務所等を有するものをいう。

(7) 暴力団

山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(8) 暴力団員 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、老朽危険空家等除却支援事業及び近隣住民空家等除却支援事業とする。

2 老朽危険空家等除却支援事業は、所有者等が老朽危険空家等又は特定空家等を除却する事業とする。

3 近隣住民空家等除却支援事業は、所有者等による除却が困難な管理不全空家等又は特定空家等を近隣住民が取得し、当該空家等を除却する事業とする。ただし、近隣住民による除却が困難な場合、近隣住民からの申し出を受けた自治会等（市長が認めたものに限る。）が当該近隣住民に代わって所有者等による除却が困難な管理不全空家等又は特定空家等を取得し、当該空家等を除却する事業を含むものとする。

4 補助対象事業は、解体業者に請け負わせ、老朽危険空家等、管理不全空家等又は特定空家等を除却し、更地にする工事とする。ただし、当該空家等の一部又はこれに附属する門及び塀等であって残置することがやむを得ないと市長が認めるものを除く。

5 前項に定める工事は、補助対象空家等の除却後の敷地に対し、敷地外への土砂等の流出防止措置等をとらなければならない。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付を受けて補助対象事業を行おうとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 所有者等であること。

(2) 市税の滞納がないこと及び山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例（平成29年山陽小野田市条例第16号）第11条の規定により市が実

施した緊急安全措置等に係る費用請求について未納金がないこと。

- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助対象事業に係る契約をしないこと。
- (5) この要綱に基づく補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと。
- (7) 法第22条第3項に基づく命令を受けていないこと。

2 補助金交付申請者のうち、近隣住民空家等除却支援事業を行おうとする者は、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に代わり除却することを目的に、当該管理不全空家等又は特定空家等を取得した近隣住民又は近隣住民からの申し出を受け、所有者等による除却が困難な管理不全空家等又は特定空家等を当該近隣住民に代わって取得し、除却を行おうとする自治会等（市長が認めるものに限る。）でなければならない。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象空家等（附属する工作物及び敷地内の立木等を含む。）の解体、撤去及び処分並びに解体後の土地の整備に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とし、家財道具、機械、車両等の処分に要する費用は含まない。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、次の各号のとおりとする。ただし、老朽危険空家等除却支援事業の補助金の交付額は、1棟（附属する工作物等を含む。ただし、区分所有された長屋については、その区分ごととする。以下同じ。）につき50万円を上限とし、近隣住民空家等除却支援事業の補助金の交付額は、1棟につき200万円を上限とする。

- (1) 老朽危険空家等除却支援事業の補助金の交付額は、予算の範囲内において、次のア及びイに定める額のいずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、千円未満を切り捨てるものとする。

ア 補助対象経費

イ 国土交通大臣が定める標準除却費（国の補助金額の算定の基準となる除却工事費の額をいう。）

- (2) 近隣住民空家等除却支援事業の補助金の交付額は、予算の範囲内において、次のア及びイに定める額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額とする。ただし、千円未満を切り捨てるものとする。

ア 補助対象経費

イ 国土交通大臣が定める標準除却費（国の補助金額の算定の基準となる除却工事費の額をいう。）

（事前調査申請）

第7条 補助金交付申請者は、補助対象空家等に該当するか否かの確認を行う

ため、老朽危険空家等除却促進補助金事前調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、事前調査を受けなければならない。ただし、補助対象空家等が管理不全空家等又は特定空家等に認定されている場合は、事前調査を省略することができる。

- (1) 補助金交付申請者の身分を証する書類（運転免許証等）の写し
- (2) 申請する建築物の位置図及び平面図
- (3) 申請する建築物の外観写真（2面以上）
- (4) 2者以上の解体業者の見積書（内訳の記載されたものに限る。）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容の審査及び建築物の調査の上、当該建築物が補助対象空家等に該当するか否かを判定し、その結果を老朽危険空家等除却促進補助金事前調査結果通知書（様式第2号）により補助金交付申請者に通知するものとする。

3 前項の事前調査は、補助金交付申請者の立会いのもとに行うことを原則とする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条第2項の規定により建築物が補助対象空家等に該当することの通知を受けた補助金交付申請者、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等は、補助対象事業の実施前に、老朽危険空家等除却促進補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる事業ごとに必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、補助金交付申請者が、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等の場合は第2号アに掲げる書類を、補助対象空家等に係る権利を単独で有する場合には、同号イに掲げる書類を省略することができる。

(1) 共通書類

ア 補助対象空家等及びその所在地が記載された登記全部事項証明書（未登記の補助対象空家等の場合は、固定資産課税台帳兼名寄帳の写し等）

イ 契約する解体業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の届出書の写し又は登録通知書の写し（確認が必要な場合に限る。）

ウ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第4号）

エ 申立書

（ア）市税関係（様式第5号）

（イ）解体業者用暴力団排除関係（様式第6号。確認が必要な場合に限る。）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 老朽危険空家等除却支援事業

ア 事前調査結果通知書の写し

イ 戸籍全部事項証明書（相続人等の確認が必要な場合に限る。）

ウ 老朽危険空家等除却促進補助金交付申請同意書（様式第7号）

(3) 近隣住民空家等除却支援事業

- ア 申請する建築物の位置図及び平面図
- イ 申請する建築物の外観写真（２面以上）
- ウ ２者以上の解体業者の見積書（内訳の記載されたものに限る。）
- エ 補助金交付申請者が個人の場合は住民票の写し、任意団体の場合は規約等その団体の目的等がわかるもの
- オ 補助金交付申請者が取得した管理不全空家等又は特定空家等の直前の前主が当該空家等を除却することが困難である理由を証明する書類

２ 補助金交付申請者は、第３条に規定する老朽危険空家等除却支援事業の申請を行う場合において、補助対象空家等について権利を有する者がほかにあるときは、原則としてその全ての者から補助対象事業の実施についての同意を得なければならない。ただし、その全ての者の同意を得ることが困難なときは、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第８号）の提出をもって代えることができる。

（交付決定）

第９条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請者に、老朽危険空家等除却促進補助金交付決定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

２ 市長は、前項の規定による交付決定をするときは、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

３ 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、老朽危険空家等除却促進補助金不交付決定通知書（様式第１０号）により、その理由を付して補助金交付申請者に通知するものとする。

４ 補助金交付申請者は、同一の会計年度内において、複数の補助対象空家等を補助対象事業とした補助金の交付決定を受けることができないものとする。

（補助対象事業の着手）

第１０条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に着手する前に老朽危険空家等除却促進補助金着手届（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更）

第１１条 補助事業者は、第９条に規定する補助金交付決定通知を受けたのち、補助対象事業の内容を変更するときは、軽微なものを除き、速やかに老朽危険空家等除却促進補助金交付変更申請書（様式第１２号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）第８条に規定する書類のうち変更となるもの

（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定したときは、補助事業者に、老朽危険空家等除却促進補助金交付変更決定通知書（様式第１３号）により通知するものとする。

3 第9条第2項の規定は、前項の規定による補助金交付変更決定の場合について準用する。

4 第1項に規定する軽微なものとは、交付決定を受けた交付金の額の変更を伴わないものとする。

5 前項の軽微な変更が生じる場合は、速やかに老朽危険空家等除却促進補助金軽微な変更届（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 第8条に規定する書類のうち変更となるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（完了報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日（その日が山陽小野田市の休日を定める条例（山陽小野田市平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに、老朽危険空家等除却促進補助金除却完了報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る解体業者の発行する請負代金請求書の写し（内訳の記載されたものに限る。）

(2) 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し

(3) 補助対象事業の完了を確認できる写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、老朽危険空家等除却促進補助金額確定通知書（様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第14条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助事業者は、第13条に規定する補助金の額の確定通知を受け、補助金を請求するときは、老朽危険空家等除却促進補助金請求書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が、前項の補助金を請求するに当たり、その受領を解体業者に委任する場合は、代理受領委任状（様式第18号）を添えて提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による補助金の請求があったときは、補助事業者又は解体業者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第4条に定める補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、老朽危険空家等除却促進補助金交付決定取消通知書（様式第19号）により補助事業者へ通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

(交付申請の取下げ)

第17条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに老朽危険空家等除却促進補助金交付申請取下げ書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合について準用する。

(返還命令)

第18条 市長は、第16条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、老朽危険空家等除却促進補助金返還命令書（様式第21号）により行うものとする。

(関係書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(関係法令の遵守)

第21条 補助事業者は、補助対象事業を実施するに当たり、法令等を遵守するとともに、関係機関及び関係部署と十分協議を行いその指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、補助対象事業が完了した後においても同様とする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成31年5月31日までの間、第2条第1項第3号中「若しくは解体工事業」とあるのは、「、とび・土木工事業（平成31年4月1日時点で現に許可を受けて解体工事業を営んでいるものに限る。）若しくは解体工事業」とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

不良度の測定基準表（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	評点結果
構造一般の程度	①基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45	
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	②外壁	ア 外壁の構造が粗悪なもの	25		
構造の腐朽又は破損の程度	③床	ア 根太落ちがあるもの	10	100	
		イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15		
	④基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
	⑤外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
	⑥屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25		
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50		
防火上又は避難上の構造の程度	⑦外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30	
		イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20		
	⑧屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
排水設備	⑨雨水	雨樋がないもの	10	10	

評点の合計	
-------	--

備考 一の評定項目につき該当評定内容が 2 又は 3 ある場合には、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

別表第2（第2条関係）

不良度の測定基準表（鉄筋コンクリート造）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	評点結果
構造一般の程度	①外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	60	
	②増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30		
	③床	ア 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが45センチメートル未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	10		
		イ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが45センチメートル未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	20		
	④天井	主要な居室の天井の高さが2.1メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10		
	⑤開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10		
構造の劣化又は破損の程度	⑥床	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80	
		イ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
		ウ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25		
	⑦基礎、柱、はり又は耐力壁	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15		
		イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20		
		ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40		
		エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80		
	⑧壁（耐力壁を除く）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10		

	く。)	イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
		ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25		
	⑨外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落のおそれのあるもの	15		
		イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25		
	⑩屋根	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10		
		イ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15		
		ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25		
給水設備	⑪水栓の使用方法	水栓を共用するもの	10	10	
排水設備	⑫汚水	汚水の排水設備がないもの	20	30	
	⑬雨水	雨樋がないもの	10		
便所	⑭便所の使用方法	便所を共用するもの	10	10	

評点の合計	
-------	--

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

別表第3（第2条関係）

不良度の測定基準表（コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	評点結果
構造一般の程度	①外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	60	
	②増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30		
	③床	ア 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが45センチメートル未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	10		
		イ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが45センチメートル未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	20		
	④天井	主要な居室の天井の高さが2.1メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10		
	⑤開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10		
構造の劣化又は破損の程度	⑥床	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80	
		イ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
		ウ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25		
	⑦基礎、柱、はり又は耐力壁	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15		
		イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20		
		ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40		
		エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80		
	⑧壁（耐力）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏	10		

	壁を除く。)	水があるもの等小修理を要するもの			
		イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
		ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25		
	⑨外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落のおそれのあるもの	15		
		イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25		
	⑩屋根	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10		
		イ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15		
		ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25		
給水設備	⑪水栓の使用方 法	水栓を共用するもの	10	10	
排水設備	⑫汚水	汚水の排水設備がないもの	20	30	
	⑬雨水	雨樋がないもの	10		
便所	⑭便所の 使用方 法	便所を共用するもの	10	10	

評点の合計	
-------	--

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

別表第4（第2条関係）

周囲に対する危険度判定基準表

判定項目	判定内容	該当・ 非該当
①隣地・隣接建物への影響	空き家の外壁と隣地又は隣接建物との間隔がおおむね空き家の高さ以内である。	☐ 該当 ☐ 非該当
②道路・河川等への影響	空き家の外壁と隣接する道路・河川等との間隔がおおむね空き家の高さ以内である。	☐ 該当 ☐ 非該当

- 備考 1 判定項目①、②のいずれかに該当する空き家であること。
- 2 隣地は、現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用があるものに限る。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒

申請者 住所

ふりがな
氏名

電話

老朽危険空家等除却促進補助金事前調査申請書

老朽危険空家等除却支援事業における事前調査を受けたいので、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

申請建築物 の概要	所在地	山陽小野田市	
	建物の用途	☐ 戸建住宅	☐ 長屋住宅（ 戸）
		☐ 店舗併用住宅	☐ その他（ ）
		※併用住宅は、2 分の 1 以上が居住の用に供されたものに 限る。	
	階数	階	
	構造	☐ 木造	☐ 鉄筋コンクリート造
		☐ コンクリートブロック造	☐ その他（ ）
	門や塀の有無	☐ 有 ・ ☐ 無	

申請区分	☐ 1 当該建築物の所有者
	☐ 2 当該建築物に係る土地の所有者
	☐ 3 上記 1 又は 2 の相続人
	☐ 4 上記の者から対象建築物の除却について委任を受けた者
	☐ 5 その他（ ）

【添付書類】

- (1) 身分を証する書類（運転免許証等）の写し (2) 建築物の位置図及び平面図
(3) 建築物の外観写真（2 面以上） (4) 2 者以上の解体業者の見積書（内訳の記載
されたもの）

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

老朽危険空家等除却促進補助金事前調査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました山陽小野田市老朽危険空家等除却支援事業における事前調査について、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

1 建築物の 所在地	山陽小野田市	
2 老朽危険 空家等	不良度の評点	点
	周囲に対する危険度 判定	☐ 該当 ☐ 非該当
☐ 上記の建築物は、老朽危険空家等に該当しますので、老朽危険空家等除却促進補助金交付申請書（様式第 3 号）に、本通知書の写しを添付して申請してください。		
☐ 上記の建築物は、老朽危険空家等に該当しません。 該当しない理由（ ）		

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒
住所又は所在地

申請者 団体名称
氏名又は代表者名
電話

老朽危険空家等除却促進補助金交付申請書

下記の事業を実施したいので、老朽危険空家等除却促進補助金を交付していただくよう、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業名 ☐ 老朽危険空家等除却支援事業
☐ 近隣住民空家等除却支援事業

- 2 補助対象空家等の所在地
山陽小野田市
(登記上の所在地 山陽小野田市)

- 3 補助対象事業に要する経費（税込見積額）
金 円

- 4 補助対象事業計画

- (1) 補助対象空家等の規模

用 途		構 造	
階 数	階建て	延床面積	m ²

- (2) 補助対象事業の期間

着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

(3) 解体業者

住所又は所在地	山陽小野田市
氏名又は名称	

※近隣住民空家等除却支援事業のみ記入

- 5 補助金交付申請者が取得した管理不全空家等又は特定空家等の直前の前主が当該空家等を除却することが困難である理由

--

【添付書類】

1 共通書類

- (1) 補助対象空家等及びその所在地が記載された登記全部事項証明書（未登記の補助対象空家等の場合は、固定資産課税台帳兼名寄帳の写し等）
- (2) 契約する解体業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の届出書の写し又は登録通知書の写し※確認が必要な場合に限る。
- (3) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第4号）
- (4) 申立書
 - ア 市税関係（様式第5号）
 - イ 解体業者用暴力団排除関係（様式第6号）※確認が必要な場合に限る。
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 老朽危険空家等除却支援事業

- (1) 事前調査結果通知書の写し
- (2) 戸籍全部事項証明書※相続人等の確認が必要な場合に限る。
- (3) 老朽危険空家等除却促進補助金交付申請同意書（様式第7号）
- (4) 紛争等が生じた場合の誓約書（様式第8号）※様式第7号の提出ができない場合に限る。

3 近隣住民空家等除却支援事業

- (1) 申請する建築物の位置図及び平面図
- (2) 申請する建築物の外観写真（2面以上）
- (3) 2者以上の解体業者の見積書（内訳の記載されたものに限る。）
- (4) 身分を証する書類
 - ア 補助金交付申請者が個人の場合 住民票の写し
 - イ 任意団体の場合 規約等その団体の目的等がわかるもの
- (5) 補助金交付申請者が取得した管理不全空家等又は特定空家等の直前の前主が当該空家等を除却することが困難である理由を証明する書類

様式第 4 号（第 8 条関係）

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私は、山陽小野田市補助金等交付規則及び老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱の規定に基づく補助金交付の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（山陽小野田市暴力団排除条例（平成 23 年山陽小野田市条例第 18 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (2) 暴力団員（暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (4) 本申請の補助対象事業の解体業者が、暴力団若しくは暴力団員であったことは又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有したことが判明したときは、補助金を返還すること。
- 2 暴力団員等であるか否かの確認のため、関係機関に対して照会が行われることに同意します。

年 月 日

山陽小野田市長 宛

住所又は所在地

団体名称

（ふりがな）

氏名又は代表者名

生年月日 年 月 日

申 立 書

（市税関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

私は、老朽危険空家等除却促進補助金の交付を受けるに当たり、市税について滞納がないことを申し立てます。

なお、市税滞納の有無の確認について、担当課での調査に同意します。

補助対象空家等の
所在地 山陽小野田市
(登記上の所在地) (山陽小野田市)

申立者 住所又は
所 在 地

団体名称

氏名又は
代表者名

生年月日 年 月 日

税 務 課	課長	課長補佐	係長	担当	確 認 欄
収 納 係					市税滞納の有無 ☐ あ り ☐ な し ☐ 賦課なし
特 記 事 項					

様式第 6 号（第 8 条関係）

申 立 書

（解体業者用暴力団排除関係）

私は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係にないことを申し立てます。

なお、山陽小野田市が、老朽危険空家等除却促進補助金の交付を受ける申請者への審査を行うに当たり、この申立書の内容が事実であることを確認するため、関係機関に照会することに同意します。

山陽小野田市長 宛

年 月 日

解体業者住所

解体業者名

代表者 役職・ふりがな氏名

代表者住所

代表者生年月日 年 月 日

様式第 7 号（第 8 条関係）

老朽危険空家等除却促進補助金交付申請同意書

山陽小野田市長 宛

年 月 日

所有者 1 住所

ふりがな
氏名

電話

年 月 日

所有者 2 住所

ふりがな
氏名

電話

年 月 日

所有者 3 住所

ふりがな
氏名

電話

※自署又は記名押印

下記のとおり、申請者が老朽危険空家等除却促進補助金の交付を受け、補助対象事業を実施することについて同意します。

記

1 補助対象事業名 老朽危険空家等除却支援事業

2 申請者

住所：

氏名：

3 補助対象空家等の所在地

山陽小野田市

（登記上の所在地 山陽小野田市 ）

紛 争 等 が 生 じ た 場 合 の 誓 約 書

年 月 日

山陽小野田市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

補助対象空家等の権利を有する全ての者から同意を得ることが下記の理由等により困難であるため、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、本書を提出します。

補助対象事業の実施に当たり、他の権利者等との間において紛争等が生じた場合には、自己の責任において全て解決し、市に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

記

- 1 補助対象事業名 老朽危険空家等除却支援事業
- 2 補助対象空家等の所在地
山陽小野田市
(登記上の所在地 山陽小野田市)
- 3 同意を得ることが困難な者の氏名及び関係（続柄）等
- 4 同意を得ることが困難な理由等

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

老朽危険空家等除却促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった老朽危険空家等除却促進補助金については、下記のとおり決定したので、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業名 ☐ 老朽危険空家等除却支援事業
☐ 近隣住民空家等除却支援事業

2 補助金の交付決定額 金 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助対象事業に着手する前に老朽危険空家等除却促進補助金着手届を提出すること。
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の決定又は指示を受けること。
- ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
- イ 中止するとき。
- ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (4) 補助対象事業が完了したときは、完了の日から 20 日を経過した日又は当該年度の 2 月 28 日のいずれか早い日（その日が山陽小野田市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに、老朽危険空家等除却促進補助金除却完了報告書（様式第 15 号）を提出すること。
- (5) 市長が必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は工事の執行状況について実地検査をさせることがあること。
- (6) 山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱の規定に違反した場

合は、交付の決定を取り消すことがあること。

(7) 補助金交付額は、補助対象経費の確定により変更する場合があること。

様式第 10 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

老朽危険空家等除却促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった老朽危険空家等除却促進補助金については、不交付の決定をしたので山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業名 ☐ 老朽危険空家等除却支援事業
☐ 近隣住民空家等除却支援事業
- 2 不交付の理由

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒
住所又は所在地

届出者 団体名称

氏名又は代表者名

電話

老朽危険空家等除却促進補助金着手届

年 月 日付け 第 号により、老朽危険空家等除却促進補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、下記のとおり着手しますので、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 1 0 条の規定により届け出ます。

記

補助対象事業名	☐ 老朽危険空家等除却支援事業 ☐ 近隣住民空家等除却支援事業
補助対象空家等の所在地 （登記上の所在地）	山陽小野田市 (山陽小野田市)
着手年月日	年 月 日
備考	

様式第 1 2 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

申請者

団体名称

氏名又は代表者名

電話

老朽危険空家等除却促進補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号により、老朽危険空家等除却促進補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、下記のとおり内容を変更したいので、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により申請します。

記

補助対象事業名	☐ 老朽危険空家等除却支援事業 ☐ 近隣住民空家等除却支援事業	
補助対象空家等の 所在地 (登記上の 所在地)	山陽小野田市 (山陽小野田市)	
変更年月日	年 月 日	
変更の内容及び その理由		
補助対象経費	変更前 円	変更後 円

【添付書類】

- ・ 補助金交付申請書の添付書類のうち変更となるもの

様式第 1 3 号（第 1 1 条関係）

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

老朽危険空家等除却促進補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった老朽危険空家等除却促進補助金については、下記のとおり変更の決定をしたので、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業名 ☐ 老朽危険空家等除却支援事業
☐ 近隣住民空家等除却支援事業

2 変更の内容

3 変更後の補助金の交付決定額 金 _____ 円

様式第 1 4 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

届出者

団体名称

氏名又は代表者名

電話

老朽危険空家等除却促進補助金軽微な変更届

年 月 日付け 第 号により、老朽危険空家等除却促進補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、下記のとおり内容を変更したいので、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 1 1 条第 5 項の規定により届け出ます。

記

補助対象事業名	☐ 老朽危険空家等除却支援事業 ☐ 近隣住民空家等除却支援事業
補助対象空家等の 所在地 (登記上の 所在地)	山陽小野田市 (山陽小野田市)
軽微な変更 年 月 日	年 月 日
軽微な変更の 理 由	
軽微な変更の内容	

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

報告者

団体名称

氏名又は代表者名

電話

老朽危険空家等除却促進補助金除却完了報告書

年 月 日付け 第 号により、補助金の交付（変更）決定通知があった件について、補助対象事業が完了したので、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業名 ☐ 老朽危険空家等除却支援事業
☐ 近隣住民空家等除却支援事業

- 2 補助対象空家等の所在地
山陽小野田市
（登記上の所在地 山陽小野田市 ）

- 3 補助金の交付決定額
金 _____ 円

- 4 補助対象事業に要した費用
金 _____ 円

- 5 補助対象事業の期間
着手日 年 月 日
完了日 年 月 日

【添付書類】

- (1) 補助対象事業に係る解体業者の発行する請負代金請求書の写し（内訳の記載されたものに限る。）
- (2) 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- (3) 補助対象事業の完了を確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 16 号（第 13 条関係）

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

老朽危険空家等除却促進補助金額確定通知書

年 月 日付けで除却完了報告のあった老朽危険空家等除却促進補助金については、下記のとおり額の確定をしたので、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業名 ☐ 老朽危険空家等除却支援事業
☐ 近隣住民空家等除却支援事業

2 確定補助金額 金 円

3 請求期限 年 月 日

4 注意事項

- (1) この補助金は、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。
- (2) 市長が必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査をさせることがあること。
- (3) 誓約事項を履行しないとき、又は山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあること。

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒
住所又は所在地

請求者 団体名称

氏名又は代表者名

電話

老朽危険空家等除却促進補助金請求書

年 月 日付け 第 号により、補助金額確定の通知
があった老朽危険空家等除却促進補助金について、山陽小野田市老朽危険空家等
除却促進補助金交付要綱第 1 5 条第 1 項の規定に基づき請求します。

請求額 金 円

振込先

どちらか一方を御記入ください。	金融機関 (ゆうちょ 銀行以外)	金 融 機 関 名		支 店 名									
		銀 行 金 庫 組 合		本 店 支 店 支 所 出張所									
		預金種目		口座番号（右づめ）									
	普通(総合) ・ 当座												
	ゆうちょ銀行	店 番	番 号 (右づめ)										
フリガナ													
口座名義人													

※補助金の受領を解体業者へ委任される場合、振込先の記入は必要ありません。
※預金種目の欄は、該当する方を○で囲んでください。

年 月 日

山陽小野田市長 宛

代 理 受 領 委 任 状

委任者（補助事業者）

住所又は所在地

団体名称

氏名又は代表者名



下記の者を代理人と定め、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定による補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者（解体業者）

所在地

業者名

代表者



口 座 振 替 申 出 書

山陽小野田市会計管理者 宛

口座振込申出者（受任者）

所在地

業者名

代表者



上記老朽危険空家等除却促進補助金の受領については、下記金融機関の口座に振り込んでください。

どちらか一方を御記入ください。	金融機関 (ゆうちょ 銀行以外)	金 融 機 関 名		支 店 名							
		銀 行 金 庫 組 合		本 店 支 店 支 所 出張所							
		預金種目		口座番号 (右づめ)							
	普通(総合) ・ 当座										
	ゆうちょ銀行	店 番				番 号 (右づめ)					
フリガナ											
口座名義人											

※受任者と口座振替申出者は、必ず同一となります。
※預金種目の欄は、該当する方を○で囲んでください。

様式第 19 号（第 16 条関係）

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

老朽危険空家等除却促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした老朽危険空家等除却促進補助金について、交付決定の一部（全部）を取り消したので、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業名 ☐ 老朽危険空家等除却支援事業
☐ 近隣住民空家等除却支援事業
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金交付決定取消額 金 円
- 4 取消しの理由

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

団体名称

申請者

氏名又は代表者名

電話

老朽危険空家等除却促進補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号により、老朽危険空家等除却促進補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、下記のとおり申請を取り下げます。

記

- 1 補助対象事業名 ☐ 老朽危険空家等除却支援事業
☐ 近隣住民空家等除却支援事業

- 2 補助対象空家等の所在地
山陽小野田市
(登記上の所在地 山陽小野田市)

- 3 取下げの理由

様式第 2 1 号（第 1 8 条関係）

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

老朽危険空家等除却促進補助金返還命令書

年 月 日付けで交付した老朽危険空家等除却促進補助金について、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱第 1 8 条の規定により補助金の返還を請求します。

記

- 1 補助対象事業名 ☐ 老朽危険空家等除却支援事業
☐ 近隣住民空家等除却支援事業
- 2 返還すべき補助金額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日まで
- 4 返還事由
- 5 その他特記事項